

天草市ひとり親家庭等 日常生活支援事業

ひとり親家庭の家事や 育児をサポートします！

利用対象者

- (1) 天草市に住所があるひとり親家庭の人
- (2) (1) に加え、次の①～④のいずれかに当てはまる人
 - ① 自立促進に必要な理由（技能習得のための通学や就職活動など）がある人
 - ② 疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、転勤、出張、学校行事などの理由がある人
 - ③ ひとり親家庭になって間もない人
 - ④ 乳幼児、小学生を養育している方で、残業で帰宅が遅くなる人

支援の内容

- ① 生活援助：自宅での家事や介護などの日常生活の支援
 - ② 子育て支援：子どもの預かりなどの保育サービス
- ※天草市社会福祉協議会は、「生活援助」のみ実施

利用までの流れ

1 登録申請

利用の前に、「家庭生活支援員利用登録申請書」を市役所または事業所に提出

2 利用者の登録

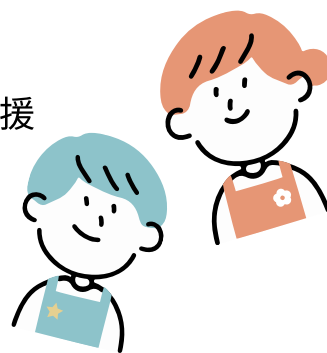
「利用者名簿」に登録され、市役所から利用料金等の通知が届く

3 支援の申請

支援が必要なときに、「利用申請書」を事業所に提出

4 支援員による支援・援助

提出した派遣申請書に基づいて、家庭生活支援員による支援・援助を行う



利 用 料 金



利用者世帯の区分	利用者の負担額（1時間あたり）	
	生活援助	子育て支援 (児童1人の場合)
生活保護法による被保護世帯 住民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当支給水準の世帯	150円	70円
それ以外の世帯	300円	150円

注 意 点

- 支援員の都合により、支援日時はご希望に添えない場合があります。
- 利用者やその家族が感染症にかかるなど体調不良の時は、支援できない場合があります。
- 支援をキャンセルする場合は、必ず事前に事業所または子育て支援課までご連絡ください。
- 生活援助（利用者の居宅での支援）を希望される場合、事前に利用者宅での打ち合わせが必要です。
- 急きょ支援を希望される場合、支援後に「登録申請書」または「派遣申請書」の提出が必要です。
- 利用者宅が無人状態や子どもだけ在宅の場合には、支援を行うことができません。

委 託 事 業 所

- 天草市社会福祉協議会（生活援助のみ） 電話：0969-32-2552
- NPO法人子育てネットワークわ・わ・わ 電話：080-8382-7228

問 い 合 わ せ 先

- 天草市役所 本庁 子育て支援課【東浜町8-1 1階④番窓口】
電話：0969-27-5400（直通）
- 天草市役所 牛深支所 市民生活課
電話：0969-73-2111
- 天草市役所 その他支所 まちづくり推進課



- | | | | |
|-------|--------------|-------|--------------|
| (有 明) | 0969-53-1111 | (御所浦) | 0969-67-2111 |
| (倉 岳) | 0969-64-3111 | (栖 本) | 0969-66-3111 |
| (新 和) | 0969-46-2111 | (五 和) | 0969-32-1111 |
| (天 草) | 0969-42-2111 | (河 浦) | 0969-76-1111 |